

福津市広告掲載要綱

(平成20年3月3日福津市告示第18号)

(趣旨)

第1条 この告示は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域産業の活性化を図るため、市の資産を広告媒体として活用し民間企業等の広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告の掲載は、次の各号に掲げるもののうち広告を掲載することが適当であると市長が認めるもの（以下「広告媒体」という。）とする。

- (1) 市の印刷物
- (2) 市のWEBページ
- (3) 市の財産
- (4) その他広告媒体として活用できる資産

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (4) 個人又は団体等についての主義主張
- (5) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として不適當であると市長が認めるもの

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、公募により行うものとする。ただし、市長が公募によらない事由があると認めたときは、この限りでない。

(取扱基準)

第5条 広告媒体を所管する課等（以下「所管課」という。）は、広告の掲載を行う場合にあつては、広告媒体ごとに広告料金その他広告の掲載に必要な事項に関し、別に基準を定めるものとする。

- 2 所管課は、前項の基準に定めるところにより広告の掲載に係る事務を処理するものとする。
- 3 所管課は、第1項の基準を定めるときは、あらかじめ次条第1項の委員会の審査を受けるものとする。

(審査機関)

第6条 広告の掲載の適否その他必要な事項を審査するため、福津市広告審査

委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる事項について審査する。
 - (1) 前条第1項の基準に関する事項
 - (2) 第3条に定める広告の範囲に係る疑義に関する事項
- 3 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 総合政策部長
 - (2) 財政課長
 - (3) 広報秘書課長
 - (4) 行政経営企画課長
 - (5) 商工観光課長
- 4 委員会に委員長1人を置き、総合政策部長をもって充てる。
- 5 委員長は第3項に定める委員のほか、必要があると認めるときは関連する職員を、臨時の委員として加えることができるものとする。
- 6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第7条 委員会の会議は、前条第2項に定める審査をするとき、又は広告の掲出に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体の所管課長を委員会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

(庶 務)

第8条 委員会の庶務は、総合政策部広報秘書課において処理する。

(雑 則)

第9条 この告示に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日告示第66号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月15日告示第42号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日告示第59号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

福津市広告掲載取扱要領
(平成20年10月15日福津市告示第161号)

(趣 旨)

第1条 この要領は、福津市広告掲載要綱（平成20年福津市告示第18号。以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、福津市の広告媒体（要綱第2条に規定するもののうち福津市広告入り窓口封筒に関する取扱要領第2条第1号に規定する封筒を除く。以下同じ。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の位置等)

第2条 広告の掲載位置、規格等は、広告媒体ごとに別に定めるものとする。

(広告募集方法の決定)

第3条 広告を表示できる者（以下「広告主等」という。）は、広告主又は広告代理店とし、広告媒体の種類により次の各号のいずれかの方法により募集する。ただし他に方法がある場合はこの限りでない。

- (1) 広告代理店を通して広告主を募集する方法
- (2) 広告主等を公募により直接募集する方法

(広告の予定価格)

第4条 広告掲載料の予定価格は、広報媒体ごとに市場価格等を勘案し、最低価格又は定額を事前に定めるものとする。

(募集方法)

第5条 第3条による募集は、要綱第4条の規定に基づき公募により行う。ただし競争入札の方法により行う場合はこの限りでない。

- 2 前項の公募は、福津市公式ホームページ中に募集要項を掲載すること等により行うものとする。
- 3 前項の募集要項には広告媒体の名称及び内容、規格、掲載位置、数量、広告掲載期間、募集期間、応募方法、広告掲載基準その他必要事項を記載する。
- 4 次に掲げる事項に該当するときは、特定の広告主等との随意契約により決定することができる。
 - (1) 第2項の公募を行ったにも関わらず広告主等が決定しない場合
 - (2) 急施を要し公募する期間を確保できない場合
 - (3) その他市長が必要と認める場合
- 5 第1項ただし書きの規定により競争入札の方法により行う場合は、第6条から第9条の規定は適用しない。

(広告主等の申込)

第6条 前条の公募により広告を掲載しようとする広告主等は、広告掲載申込

書（様式第1号）又は広告掲載申込書兼見積書（様式第2号）に広告の原稿案を添付して市長に提出しなければならない。ただし第3条第1号の広告代理店を通して広告主を募集する場合は、広告の原稿案を省略することができる。

- 2 申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の申込みをすることができない。
 - (1) 法律行為を行う能力を有していない場合
 - (2) 破産者であって復権を得ない場合
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本市における一般競争入札の参加を制限されている場合
 - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である場合
 - (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある場合
 - (6) 市税を滞納している場合
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が応募資格に該当しないと認める場合（広告掲載の可否の審査及び決定）

第7条 前条の広告掲載申込書又は広告掲載申込書兼見積書を受理したときは、市長は募集期間終了後、速やかに要綱及びこの要領の定めに基づき掲載の可否を決定する。

- 2 前項の適正な申込者が複数あるときは、次の順位により決定するものとする。
 - (1) 地方公共団体、公社、公団、公益法人及びそれに類するもの
 - (2) 公共的性格のある私企業であって、福津市内に事業所等を有するもの
 - (3) 前号に規定するもの以外の私企業又は自営業で福津市内に事業所等を有するもの
 - (4) その他私企業又は自営業等
- 3 予定価格が定額の場合にあつては、前項の規定によっても申込者が複数あるときは、抽選により決定するものとする。
- 4 予定価格が最低価格の場合にあつては、見積金額が第2項の規定に優先し、申込者が複数あるときは、市が定める予定価格以上の最高の見積金額を提出した者に決定するものとする。さらに、最高の見積金額が複数あるときは、抽選により決定する。
- 5 第3項及び第4項の抽選は、原則として公開の方法により行うものとする。

6 市長は広告の掲載の可否の決定を行った場合は、その結果を広告掲載決定・否掲載決定通知書（様式第3号）により申込者に通知する。

（広告掲載内容の承諾等）

第8条 前条第6項の広告掲載決定の通知を受けた広告主等は、掲載内容及び条件等を記載した承諾書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

ただし契約を締結する場合はこの限りでない。

（広告掲載料）

第9条 広告主等は、前条の契約又は承諾後、広告掲載料を市長の指定する期日までに、市の発行する納付書により一括前納するものとする。

（広告原稿の作成、提出）

第10条 広告主等は、市長が指定する期日までに、掲載しようとする広告の原稿を作成し、市に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主等の責任及び負担で作成するものとする。

3 広告原稿には広告である旨を明記することとする。

（広告内容等の修正）

第11条 市長は、広告の内容、デザイン等が各種法令、要綱又はこの要領等に違反している、あるいはそのおそれがあると判断したときは、いつでも、広告主等に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

（掲載決定の取消し）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該広告の掲載を取り消すことができる。

（1）広告掲載料を指定期日までに納入しなかったとき。

（2）原稿を指定期日までに納入しなかったとき。

（3）掲載決定を行った後の事情変更等により、広告主等が第6条第2項各号のいずれかに該当する場合となったとき。

（4）前条の規定により広告内容の修正を広告主等が行わないとき。

（5）広告内容等が、各種法令、要綱又はこの要領等に違反している、あるいはそのおそれがあるときで、前条の規定によっても解消できないとき。

（6）その他掲載決定の取消しが必要であると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により広告を取り消したときは、広告主等に対し、その賠償の責めを負わない。また納付済みの広告掲載料は返還しない。

（広告掲載の取り下げ）

第13条 広告主等は自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主等は書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料

は返還しない。

(広告掲載料の還付)

第14条 広告主等の責めに帰さない理由により広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料の全部又は一部を当該広告主等に返還する。

(広告主等の責務)

第15条 広告主等は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主等は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対し保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主等の責任及び負担において解決することとする。

(広告代理店の広告主の選定基準)

第16条 広告代理店を通して広告主を募集した場合について、広告代理店が広告主を選定する基準は、要綱及びこの要領の定めのほか、順位については第7条第2項によるものとする。

2 広告代理店は、掲載しようとする広告について、あらかじめ市と協議の上、選定するものとする。

(雑 則)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年11月1日から施行する。

【予定価格が定額の場合】

様式第1号（第6条関係）

広告掲載申込書

年 月 日

福津市長 様

申込者 住所又は所在地：

商号又は名称：

代表者職・氏名： 印

福津市広告掲載取扱要領第6条の規定に基づき、福津市広告掲載要綱及び福津市広告掲載取扱要領を確認のうえ、下記のとおり広告掲載を申し込みます。

記

1. 媒体名称		
2. 掲載を希望する面		
3. 掲載希望期間		平成 年 月から平成 年 月まで（ か月間）
4. 掲載希望枠数		枠
5. 掲載内容	広告主	
	業種・事業内容	
	ホームページ	有・無（http:// ）
	広告内容	別添広告原稿案のとおり
申 込 者	本店所在地	
	事業所等所在地 (福津市内)	
	業 種	
	電 話	
	F A X	
	E-mail	
	担 当 者 名	

注) この書式は例示であり、広告媒体の内容・性質等に応じ、必要な事項を追加し、又は削除して使用すること。

様式第3号（第7条関係）

福財第 号
年 月 日

（広告掲載希望者）様

福津市長 印

広告掲載決定・否掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告の掲載について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 掲載期間 年 月 日から 箇月
- 2 広告掲載料 金 円（消費税及び地方消費税を含む）
- 3 広告主名称
- 4 決定内容
 掲載する 掲載しない

●掲載しない場合の理由

- ①広告内容
- ②その理由

- 5 掲載条件
福津市広告掲載要綱及び福津市広告掲載取扱要領に従うこと。

- 6 広告原稿提出期限 平成 年 月 日

注）この書式は例示であり、広告媒体の内容・性質等に応じ、必要な事項を追加し、又は削除して使用すること。

広告掲載承諾書

平成 年 月 日

福津市長 様

（ 廣 告 主 ）

住所又は所在地：

商号又は名称：

代表者職・氏名：

印

福津市広告掲載取扱要領第8条の規定に基づき、下記に記載した事項に同意の上承諾書を提出します。

記

- 1 広告掲載料を市長の指定する期日までに、市の発行する納付書により一括前納します。
- 2 広告の内容等に関し、法令等に違反する事項は一切ありません。
- 3 福津市広告掲載要綱及び福津市広告掲載取扱要領に定める条項を遵守します。
- 4 福津市広告掲載取扱要領第12条各号のいずれかに該当することとなったときは、広告掲載を取り消されても異議はありません。
- 5 広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負います。
- 6 広告掲載について疑義が生じた場合は、双方協議の上定めるものとします。

1. 媒体名称	
2. 広告掲載面	
3. 広告掲載期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで（ か月間）
4. 広告掲載料	金 円（消費税及び地方消費税を含む）

注）この書式は例示であり、広告媒体の内容・性質等に応じ、必要な事項を追加し、又は削除して使用すること。